

令和2年7月2日

# 自動車の運転により人を死傷させる行為等の 処罰に関する法律の改正法

が施行されました。

第2条（危険運転致死傷）	法第6条第1項 （無免許運転による加重）
<p>① アルコール・薬物の影響で正常な運転が困難な状態で走行（第1号）</p> <p>② 進行を制御することが困難な高速度で走行（第2号）</p> <p>③ 進行を制御する技能を有しないで走行（第3号）</p> <p>④ 人や車に妨害目的で割り込み・接近し、危険な速度で運転（第4号）</p> <p><b>新設</b></p> <p>⑤ 車の通行を妨害する目的で、走行中の車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為（第5号）</p> <p>⑥ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為（第6号）</p> <p>⑦ 赤信号を殊更無視し、危険な速度で運転（第7号）</p> <p>⑧ 政令で定める「通行禁止道路」を危険な速度で運転（第8号）</p> <p>※ 「通行禁止道路」とは、車両通行止め道路、自転車及び歩行者専用道路、一方通行道路（逆走の場合）、高速道路の中央から右側部分、安全地帯・立入り禁止部分等という</p> <p>◆ 人を死亡させた場合 <b>1年以上20年以下の懲役</b></p> <p>◆ 人を負傷させた場合 <b>1か月以上15年以下の懲役</b></p>	<p>6か月以上 20年以下の 懲役</p> <p>※ 法第2条第3号を除く</p> <p>※ 人を負傷させた者に限る</p>
第3条	法第6条第2項 （無免許運転による加重）
<p>アルコール・薬物・病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で運転</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ アルコール・薬物の影響下の運転による死傷事故（第1項）</li><li>・ 政令で定める「病気」の影響下の運転による死傷事故（第2項）</li></ul> <p>※ 「病気」とは、自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある、統合失調症・てんかん・再発性の失神・低血糖症・そう鬱病・睡眠障害をいう</p> <p>◆ 人を死亡させた場合 <b>1か月以上15年以下の懲役</b></p> <p>◆ 人を負傷させた場合 <b>1か月以上12年以下の懲役</b></p>	<p>人を死亡させた場合</p> <p><b>6か月以上 20年以下の 懲役</b></p> <p>人を負傷させた場合</p> <p><b>1か月以上 15年以下の 懲役</b></p>
第4条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）	法第6条第3項 （無免許運転による加重）
<p>アルコールや薬物の影響下で、運転上必要な注意を怠り、死傷事故に至った場合、その影響の有無や程度の発覚を免れるために、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ アルコールや薬物を更に摂取すること</li><li>・ 身体に保有するアルコールや薬物に濃度を減少させること</li></ul> <p>などをした行為</p> <p><b>1か月以上12年以下の懲役</b></p>	<p><b>1か月以上 15年以下の 懲役</b></p>
第5条（過失運転致死傷）	法第6条第4項 （無免許運転による加重）
<p>自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者</p> <p><b>1か月以上7年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金</b></p> <p>※ ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる</p>	<p><b>1か月以上 10年以下の 懲役</b></p>